



点検



清掃



発送

ニュージーランド行き  
船積みコンテナ  
輸出ガイド





## 点検 清掃 発送

### 清潔で汚物付着のない船積みコンテナ

ニュージーランド行きコンテナの梱包業者または輸出業者の手引き

ニュージーランドは島国であり、農牧、園芸、林業、観光業が国家経済を支えています。

そのため、我が国にとって、外国産の害虫や病害から独自の自然環境や生物の多様性、経済を保護することは重要な意味を持っています。

以上の理由から、我が国では厳しい検疫体制と船積みのコンテナや積荷の輸入安全規制を定めています。

このガイドでは、こうした害虫や病害を予防するため、汚物の付着がない清潔な船積みコンテナを、梱包業者や輸出業者がニュージーランドへ向けて発送できるよう、情報を提供しています。

これらの要件を守らなかった場合、コンテナはニュージーランドでの検査、清掃、薬品処理などの対象となり、受け取るまでに膨大な時間と費用がかかることがあります。

次にご説明する手順に従ってコンテナを輸出することは、優れた商慣習でもあり、コンテナとその中身の輸入手続を容易にするものでもあります。

## 海外での検査条件:

### 船積みコンテナの内部状態

梱包業者または輸出業者は、船積み前のコンテナからすべてを取り出し、コンテナには次に挙げるような汚物が付着しておらず、清潔であることを確認します。

- 動物
- 昆虫または無脊椎動物
- 昆虫の卵の殻
- 血、骨、肉、毛、羽根など動物性の物質
- 植物や果物、種子、葉、枝、根、樹皮など植物の一部
- 水、土(泥)

船積み中のコンテナにフォークリフトの車輪あるいは作業員の靴から泥などが付着しないようにします。

- 害虫の侵入を防止するため、コンテナの扉を長時間あるいは一晩中開けたまま放置しないでください。
- 藁、中古タイヤ、苔などの規制梱包材を使用しないでください。
- 荷敷きあるいは木製梱包材(パレットやケースなど)を使用する場合、昆虫や虫食い、樹皮、菌類、腐食、腐敗のない清潔な新しい乾燥木材を使用してください。
- 薬品処理された木材の使用をおすすめします。処理方法について添付書類に記載してください。
- 消毒処理された梱包物はニュージーランド国内で優先的に通関処理が行なわれます。
- コンテナの船積み場所に害虫がいないことを確認してください。

## 海外での検査条件:

### 船積みコンテナの外部状態

コンテナをできる限り汚物の付着から守り清潔に保つため、舗装された固い床面に積み込みます。船積みコンテナの外面が清潔で、次に挙げるような汚物が付着していないことを確認します。

- 卵塊
- 草
- 昆虫／害虫
- 巣
- 種子
- カタツムリ
- 土
- くもの巣



### 清潔な内部

コンテナの内部は清潔で汚物の付着がない。

? 発送OK



### 汚れた内部

コンテナの内部が汚れ、汚物の付着がある場合は発送できない。

? 発送不可



木製梱包材: 樹皮、腐敗、カビ、虫食い  
これらの見られる梱包材はコンテナから取り出す必要がある。

? 発送不可



### 清潔な外部

コンテナの外部は清潔で汚物の付着がない。

? 発送OK



### 汚れた外部

コンテナの外部が汚れ、汚物の付着がある場合は発送できない。

? 発送不可



コンテナ外部に汚物が付着している

コンテナの外部が汚れ、汚物の付着がある場合は発送できない。

? 発送不可

## 船積みコンテナ検査証

ニュージーランドへ送られるすべての船積みコンテナについて、梱包業者あるいは輸出業者は必ず検疫申請書を記入することが義務付けられています。

次の情報をニュージーランド側の輸入業者あるいはその代行業者に提供することは、輸出業者の責任です。

- コンテナ番号
- 輸出国(コンテナが梱包された場所)
- 該当コンテナがニュージーランドへ向けて最初に積載された港
- 輸出業者の名称と所在地
- 輸入業者の名称と所在地
- コンテナとその中身のニュージーランド国内宛先(コンテナの積み下ろしまたは保管が認可されている中間施設であること)
- コンテナの中身と梱包材に関する正確な全詳細
- 検疫申請書は以下から入手できます。  
<http://www.maf.govt.nz/transitional-facilities>
- 薬品処理証明(該当する場合に限る)
- コンテナまたは積荷が燻煙消毒されている場合、消毒剤の種類とかかった時間、温度、薬剤の濃度を証明書に記入します。

以上の情報が記入されていないコンテナは、危険性の高いコンテナとして取り扱われる場合があり、到着遅延や追加検査、薬品処理にかかる料金支払の対象となります。

船積みコンテナの輸入に関するニュージーランドの諸規定に関する詳細は以下をご覧ください。

<http://www.maf.govt.nz/transitional-facilities>

あるいは [mqsdata@maf.govt.nz](mailto:mqsdata@maf.govt.nz) までお問い合わせください。



Ministry of Agriculture  
and Forestry  
Te Manatu Ahuwhenua,  
Ngāherehere



Protect New Zealand  
Tiakina Aotearoa  
[www.protectnz.org.nz](http://www.protectnz.org.nz)

## 検疫申請書記入例

ニュージーランド行きコンテナに添付する検疫申請書

### 梱包業者または輸出業者のレターヘッド コンテナの検疫申請書

船舶名：  
.....

航行番号：  
.....

コンテナ番号：  
.....

### コンテナの清潔さと梱包制限および梱包材に関する申請

#### 1. 清潔さ

梱包時にコンテナの内外を検査し、生きた生物体や植物性／動物性の物質、土、水などが付着しておらず、清潔であることを確認した。

はい  いいえ

#### 2. 梱包材

該当コンテナには、土、泥炭、植物、苔、使用された事のある袋地、干し草、藁、もみがら、あるいはそれらが付着している梱包材が使用されている。

はい  いいえ

#### 3. 木製梱包材

該当コンテナ内の箱や木枠、パレット、あるいは航行中のコンテナの仕切り、支え、保護、固定のために木製の梱包材を使用している。

はい  いいえ

3a. 上記3ではいと答えた場合、それらの木製梱包材は薬品処理が施されている。

はい  いいえ

3b. 上記3aで「はい」と答えた場合、薬品処理の方法を回答欄に記入する。

.....

3c. この材木の薬品処理の証明書を提出できる。  
(できる場合は証明書の写しを添付すること)

はい  いいえ

上記の内容は正確な事実であることを誓います。

署名：  
.....

氏名：  
.....

役職：  
.....

日付：  
.....

以上の記入がない、あるいは事実と異なる記載のコンテナは、ニュージーランドでのコンテナ受け取りまでに長期間かかったり、追加金が科せられたりする場合があります。検疫申請書は次のサイトから入手できます。

<http://www.maf.govt.nz/transitional-facilities>